

議案第 82 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例

宝塚市立健康センター条例（昭和 62 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総合健診コースの部中

「

市内在住又は市内在勤者	1 回	27,000 円
上記以外の者	1 回	36,000 円

」

を

「

市内在住者又は市内在勤者	1 回	30,000 円
上記以外の者	1 回	39,000 円

」

に改め、同表健康増進法等に基づく検診の部中

「

喀痰細胞診（肺がん検診受診者で ^{かくたん} 喀痰細胞診が必要なものに限る。）	1 件	500 円
--	-----	-------

」

を

「

喀痰細胞診（肺がん検診受診者で ^{かくたん} 喀痰細胞診が必要なものに限る。）	1 件	800 円
--	-----	-------

」

に、

「

乳がん検診（４０歳以上５０歳未満の者が受診する場合に限る。）	１件	２，０００円
乳がん検診（５０歳以上の者が受診する場合に限る。）	１件	１，５００円
子宮がん検診（頸部細胞診）	１件	７００円

」

を

「

乳がん検診	１件	１，５００円
子宮がん検診（頸部細胞診）	１件	１，０００円

」

に、

「

前立腺がん検診	１件	１，０００円
---------	----	--------

」

を

「

前立腺がん検診	１件	１，３００円
---------	----	--------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の別表第１の規定は、平成３１年４月１日以後に受ける検診等に係る使用料について適用し、同日前に受けた検診等に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第82号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立健康センター条例(昭和62年条例第18号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
総合健診コース	市内在住又は市内在勤者	1回	27,000円
	上記以外の者	1回	36,000円
健康増進法等に 基づく検診	<small>かくたん</small> 喀痰細胞診(肺がん検診受診者で <small>かくたん</small> 診が必要なものに限る。)	1件	500円
	乳がん検診(40歳以上50歳未満の者が受診 する場合に限る。)	1件	2,000円
	乳がん検診(50歳以上の者が受診する場合 に限る。)	1件	1,500円
	子宮がん検診(<small>けいぶ</small> 頸部細胞診)	1件	700円
	前立腺がん検診	1件	1,000円

(改正案)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
総合健診コース	市内在住者又は市内在勤者	1回	30,000円
	上記以外の者	1回	39,000円
健康増進法等に 基づく検診	<small>かくたん</small> 喀痰細胞診(肺がん検診受診者で <small>かくたん</small> 診が必要なものに限る。)	1件	800円
	乳がん検診	1件	1,500円
	子宮がん検診(<small>けいぶ</small> 頸部細胞診)	1件	1,000円

<u>前立腺がん検診</u>	<u>1件</u>	<u>1,300円</u>

議案第 83 号

宝塚市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市自転車の安全利用に関する条例（平成 25 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 5 項を削り、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 自転車利用者は、交通事故の被害を軽減するため、安全性を有する乗車用ヘルメット（以下単に「ヘルメット」という。）を着用するよう努めなければならない。

第 8 条第 2 項中「保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。）及び児童発達支援センター（同法）を「教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設をいう。）、児童発達支援センター（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」に、「並びに学校」を「、学校」に改め、「規定する学校」の次に「（同条に規定する幼稚園を除く。）」を、「専修学校をいう。）」の次に「その他これらに類する施設」を加える。

第 9 条第 4 項中「安全性を有する自転車乗車用ヘルメット着用」を「ヘルメットの着用」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第83号

宝塚市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市自転車の安全利用に関する条例(平成25年条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(自転車利用者の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>自転車利用者は、自転車に関する事故に係る損害賠償責任保険への加入に努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(自転車の安全利用に関する教育)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市は、市内の<u>保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)</u>及び<u>児童発達支援センター(同法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。)</u>並びに<u>学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。)</u>に対して、その<u>幼児、児童、生徒及び学生の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育の実施を推奨するとともに、その実施に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(啓発活動等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市は、<u>安全性を有する自転車乗車用ヘルメット着用</u>の普及を図るため、<u>広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(自転車利用者の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>自転車利用者は、交通事故の被害を軽減するため、安全性を有する乗車用ヘルメット(以下単に「ヘルメット」という。)を着用するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(自転車の安全利用に関する教育)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市は、市内の<u>教育・保育施設(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。)</u>、<u>児童発達支援センター(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターをいう。)</u>、<u>学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(同条に規定する幼稚園を除く。))</u>及び<u>同法第124条に規定する専修学校をいう。)</u>その他これらに類する<u>施設</u>に対して、その<u>幼児、児童、生徒及び学生の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育の実施を推奨するとともに、その実施に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(啓発活動等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市は、<u>ヘルメットの着用</u>の普及を図るため、<u>広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

議案第 84 号

宝塚市土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について

宝塚市土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市土地改良事業の分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例

宝塚市土地改良事業分担金徴収条例（昭和 49 年条例第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、兵庫県又は市が施行する土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）に要する経費に充てるため、法第 9 1 条第 3 項及び法第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する法第 3 6 条第 1 項に規定する分担金（以下「分担金」という。）並びに法第 9 1 条の 2 第 1 項及び第 6 項並びに法第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する法第 3 6 条の 3 の特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第 2 条 分担金は、法第 9 1 条第 1 項に規定する土地改良事業によって利益を受ける者又は法第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する法第 3 6 条第 1 項に規定する土地改良事業によって利益を受ける者（以下これらを「受益者」という。）から徴収する。

（分担金の賦課基準及び額）

第 3 条 兵庫県が施行する土地改良事業の分担金の総額は、土地改良事業の施行に要する費用（以下「事業費」という。）を基準とし、法第 9 1 条第 2 項の規定により市が負担する費用の 3 分の 1 とする。

2 市が施行する土地改良事業の分担金の総額は、事業費を基準とし、別表に定めるとおりとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、事業の内容等により市長が特に必要があると認めるときは、分担金の総額を増額し、又は減額することができる。

4 受益者ごとの分担金の分担割合は、その受益の限度において市長が定める。

(分担金の徴収時期)

第4条 兵庫県が施行する土地改良事業の分担金は、法第91条第2項の規定により市が負担する費用を兵庫県に支払う日の属する月の翌月末日までに徴収する。

2 市が施行する土地改良事業の分担金は、法第113条の3第3項の規定による公告の日（以下「完了公告日」という。）の属する月の翌月末日までに徴収する。ただし、当該土地改良事業が複数年度にわたる場合における各会計年度（完了公告日が属する会計年度を除く。）における分担金は、当該各会計年度の末日までに徴収する。

(分担金の徴収の猶予又は減免)

第5条 市長は、天災地変その他特別の理由がある場合において、必要があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は分担金を減額し、若しくは免除することができる。

(特別徴収金の徴収)

第6条 特別徴収金は、法第91条の2第1項及び第6項並びに法第96条の4第1項において準用する法第36条の3の規定により、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を当該土地改良事業の完了公告日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この条において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、その者から徴収する。

(特別徴収金の額)

第7条 特別徴収金の額は、兵庫県が施行する土地改良事業にあつては当該土地改良事業につき法第91条第6項の規定により市が負担する負担金のうち目的外用途に供した土地に係る部分の額の全部又は一部とし、市が施行する土地改良事業にあつては事業費のうち当該土地に係る部分の額から当該土地に係る第3条の規定による分担金の額を差し引いて得た額の全部又は一部とする。

(特別徴収金の免除)

第8条 市長は、特別の理由があるとき、前2条の規定による特別徴収金を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、分担金及び特別徴収金の徴収に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(宝塚市県営ため池等整備事業分担金条例の廃止)

2 宝塚市県営ため池等整備事業分担金条例(平成6年条例第51号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

区分			分担金の総額及び対象事業	
			補助事業	非補助事業
土地改良事業	市	農用地区域	分担金の総額は、当該事業費から補助金を差し引いた額の1/3とし、対象事業は、次のとおりとする。 (1) かんがい排水事業(別に定める基準に該当する事業を除く。) (2) 農道整備事業(別に定める基準に該当する事業を除く。) (3) ため池改良事業 (4) その他土地改良法に基づく事業	分担金の総額は、当該事業費の1/3とし、対象事業は、次のとおりとする。 (1) かんがい排水事業(別に定める基準に該当する事業を除く。) (2) 農道整備事業(別に定める基準に該当する事業を除く。) (3) ため池改良事業
		農用地区域外	分担金の総額は、当該事業費から補助金を差し引いた額の1/2とし、対象事業は、農用地区域の補助事業に準ずる。	分担金の総額は、当該事業費の1/2とし、対象事業は、農用地区域の非補助事業に準ずる。
	市		分担金の総額は、当該事業費か	分担金の総額は、当該事業費の2

	街 化 区 域		ら補助金を差し引いた額の1／2とし、対象事業は、次のとおりとする。 (1) ため池改良事業 (2) その他土地改良法に基づく事業	／3とし、対象事業は、次のとおりとする。 (1) 専用用水路及び用水施設 (2) ため池改良事業
災 害 復 旧 事 業	市 街 化 調 整 区 域	農用 地区 域	分担金の総額は、当該事業費から補助金を差し引いた額を基準とし、対象事業及び分担金の総額は、次のとおりとする。 (1) 農地復旧事業にあつては、その全額 (2) 農業用施設復旧事業にあつては、その1／3（別に定める基準に該当する事業を除く。）	分担金の総額は、当該事業費の1／3とし、対象事業は、農業用施設復旧事業（別に定める基準に該当する事業を除く。）とする。
		農用 地区 域外	分担金の総額は、当該事業費から補助金を差し引いた額を基準とし、対象事業及び分担金の総額は、次のとおりとする。 (1) 農地復旧事業にあつては、その全額 (2) 農業用施設復旧事業にあつては、その1／2（別に定める基準に該当する事業を除く。）	分担金の総額は、当該事業費の1／2とし、対象事業は、農用地区域の非補助事業に準ずる。
	市 街 化		分担金の総額は、当該事業費から補助金を差し引いた額を基準とし、対象事業及び分担金の総額	分担金の総額は、当該事業費の2／3とし、対象事業は、農用地区域の非補助事業に準ずる。

区域		<p>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農地復旧事業にあつては、その全額</p> <p>(2) 農業用施設復旧事業にあつては、その1/2(別に定める基準に該当する事業を除く。)</p>	
----	--	--	--

備考 この表において「市街化調整区域」及び「市街化区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定による区域をいい、「農用地区域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定による区域をいう。

議案第 85 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例（昭和 44 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

栄町 3 丁目ゆめ公園	宝塚市栄町 3 丁目 48 番 1
-------------	-------------------

」

を

「

栄町 3 丁目ゆめ公園	宝塚市栄町 3 丁目 48 番 1
山手台東 3 丁目紅葉公園	宝塚市山手台東 3 丁目 7 番 1 3 3 4
千種 4 丁目第 2 公園	宝塚市千種 4 丁目 160 番 8 3

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中別表第 1 の改正規定を次のように改める。

別表第 1 中

「

千種4丁目第2公園	宝塚市千種4丁目160番83
-----------	----------------

」

を

「

千種4丁目第2公園	宝塚市千種4丁目160番83
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番

」

に改める。

議案第85号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表(本則の規定による改正関係)
(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
<u>栄町3丁目ゆめ公園</u>	<u>宝塚市栄町3丁目48番1</u>

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
<u>栄町3丁目ゆめ公園</u>	<u>宝塚市栄町3丁目48番1</u>
<u>山手台東3丁目紅葉公園</u>	<u>宝塚市山手台東3丁目7番1334</u>
<u>千種4丁目第2公園</u>	<u>宝塚市千種4丁目160番83</u>

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表 (附則第2項の規定による改正関係)

※この新旧対照表については、本則の規定による改正後の宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)を現行として、附則第2項の規定による改正後の宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例(平成30年条例第29号)が溶け込んだものを改正案として作成しています。

(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
千種4丁目第2公園	宝塚市千種4丁目160番83

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
千種4丁目第2公園	宝塚市千種4丁目160番83
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番

議案第 86 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (15) の部を次のように改める。

(15) 建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料	建基法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000 円
----------------------------	---------------------------------------	----------

別表第 1 (15) の部の次に次の 1 部を加える。

(15) の 2 建築物の敷地と道路との関係の許可申請手数料	建基法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可の申請に対する審査	33,000 円
--------------------------------	---------------------------------------	----------

別表第 1 (52) の部を次のように改める。

(52) 仮設興行場等建築許可申請手数料	建基法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	3 月以内の期間を定めて許可する場合	60,000 円
		3 月以内の期間を定めて許可する場合以外の場合	120,000 円
	建基法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	160,000 円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表
 (現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分	金額	
(15) <u>建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料</u>	<u>建基法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査</u>	<u>33,000円</u>	
(52) <u>仮設建築物建築許可申請手数料</u>	<u>建基法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</u>	<u>3月以内の期間を定めて許可する場合</u> <u>3月以内の期間を定めて許可する場合以外の場合</u>	<u>60,000円</u> <u>120,000円</u>

備考 (略)

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分	金額	
(15) <u>建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料</u>	<u>建基法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000円</u>	
(15)の2 <u>建築物の敷地と道路との関係の許可申請手数料</u>	<u>建基法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の申請に対する審査</u>	<u>33,000円</u>	
(52) <u>仮設興行場等建築許可申請手数料</u>	<u>建基法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</u>	<u>3月以内の期間を定めて許可する場合</u> <u>3月以内の期間を定めて許可する場合以外の場合</u>	<u>60,000円</u> <u>120,000円</u>
	<u>建基法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</u>	<u>160,000円</u>	

備考 (略)